

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分...平二十三・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人の間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。
①資本金の額若しくは出資金の額が一億円以上である法人
②法人税法第4条第7項に規定する受託法人(2において「受託法人」といいます。)
③相互会社
2 「30」から「32」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本金若しくは出資金を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます。)に該当する場合に記載します。

青色申告 一連番号
整理番号
事業年度(至)
売上金額
申告年月日
申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
通信日付印 確認印 省略
年 月 日
年 月 日

平成 年 月 日
事業年度分の 申告書
平成 年 月 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 4 columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「44」の①), 法人税額 (36)又は(37), 法人税額の特別控除額, 差引法人税額 (2)-(3), リース特別控除取戻税額, 課税土地譲渡利益金額, 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41), 課税留保金額 (別表三(一)「32」), 同上に対する税額 (別表三(一)「40」), 法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9), 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額 (((10)-(11))と(44)のうち少ない金額), 差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12), 中間申告分の法人税額, 差引確定(中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(17)へ記入), 法人税額の計算 (1) (1)の金額又は800万円×(2)相当額のうち少ない金額, (1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)-(30), 所得金額 (1) (30)+(31), 所得金額 (1) (33), 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」), 同上 (別表三(二)(二)「28」), 所得税の額等 (別表六(一)「6」の③「23」の計), 外国税額 (別表六(二)「21」), 計 (42)+(43), 控除した金額 (12), 控除しきれなかった金額 (44)-(45), 残余財産の最後の分配又は引渡しの日, 決算確定の日

Table with 4 columns: 所得税額等の還付金額 (46), 中間納付額 (14)-(13), 欠損金の繰戻しによる還付請求税額, 計 (16)+(17)+(18), 所得金額又は欠損金額, 課税土地譲渡利益金額, 課税留保金額, 法人税額, 還付金額, この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (((15)-(23))若しくは((15)+(24))又は(24)-(19)), 欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「2」の計)+(別表七(二)「11」,「22」又は「31」), 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「3」の合計), この申告の修正申告である場合, 欠損金又は災害損失金等の当期控除額, 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金, (30)の18%相当額, (31)の30%相当額, 法人税額 (34)+(35), 法人税額 ((33)の30%相当額), 土地譲渡税額 (別表三(三)「23」), 同上 (別表三(四)「15」), 剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額, 還付を受ける金融機関等 (銀行 本店・支店 出張所 預金, 金庫・組合 本所・支所, 農協・漁協), 口座番号, ゆうちょ銀行の貯金記号番号